

アプラスコード等決済サービス加盟店規約

株式会社アプラス（以下「当社」といいます。）は、株式会社OCSを通じて、自らまたはイシュアが提供するコード等決済サービスを加盟店が利用するにあたり、以下のとおりコード等決済サービス加盟店規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第1章 共通条項

第1条（本規約の適用）

- 1 本規約は、コード等決済サービスの利用に関する当社、包括代理加盟店と加盟店との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と加盟店との間の当該サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
- 2 本規約に係る当社、包括代理加盟店と加盟店との契約（以下「利用契約」といいます。）は、当社が第3条第2項に基づき加盟店に書面で通知した日に成立するものとします。

第2条（定義）

- 1 「加盟店」とは本規約を承認の上イシュアと提携する当社に、コード等決済サービスの加盟を、包括代理加盟店を通じて当社所定の申込方法により申込み、当社およびイシュアが加盟を認めた法人または個人をいいます。
- 2 「包括代理加盟店」とはコード等決済サービスの利用に関して当社と加盟店との間における事務等を全般的に取り扱う株式会社OCSをいいます。
- 3 「イシュア」とは決済手段の提供者をいいます。
- 4 「コード等決済サービス」とはイシュアが提供する決済サービスをいいます。
- 5 「QRコード等」とはQRコード、バーコードその他決済の為の情報をいいます。
- 6 「スマートフォン等」とはQRコード等が利用できるスマートフォンその他の電子機器をいいます。
- 7 「本決済手段」とはQRコード等を利用したスマートフォン等上のアプリケーションによる加盟店における商品代金等の決済手段をいいます。
- 8 「取扱店」とは加盟店により指定され当社による書面の承諾を得た本決済手段を取り扱う店舗または施設をいいます。
- 9 「端末機等」とは取扱店において、本決済手段を利用するために入用いる当社所定のアプリケーションを搭載した機械端末・タブレット端末、その他の決済端末、QRコード等を印字したものをいいます。

- 10 「会員」とは本決済手段を利用する個人をいいます。
- 11 「通知書」とは当社および包括代理加盟店が加盟店へ通知する「コード等決済サービス契約内容通知書」をいいます。
- 12 「売買取引等」とは会員または加盟店が本決済手段上のQRコード等を提示することを伴う加盟店による商品の販売または役務の提供等をいいます。
- 13 「売買取引等債務」とは売買取引等について会員が加盟店に対して負担する債務をいいます。
- 14 「会員提示型」とは会員の所持するスマートフォン等に表示されるQRコード等を会員が端末機等に読み取らせる方法をいいます。
- 15 「加盟店提示型」とは加盟店の端末機等に表示されるQRコード等を会員に読み取らせる方法をいいます。
- 16 「売買取引等債権」とは売買取引等について会員が負担する売買取引等債務に係る債権をいいます。
- 17 「本決済契約」とは第2章の特約条項に定める決済手段によって会員が加盟店に売買取引等債務を支払う旨の決済を目的とする契約をいいます。
- 18 「代理受領権限」とは売買取引等債権についてイシュアから加盟店に支払われる売買取引等の代金相当額を加盟店に代わって受領する権限をいいます。

第3条（申請、審査および通知）

- 1 加盟店は、本規約を承認の上、イシュアと提携する当社および包括代理加盟店にコード等決済サービスの加盟を当社所定の申込み方法によって申込みを申請できるものとします。
- 2 当社は所定の審査を行ったうえ、申込みを認める場合にはその旨を包括代理加盟店を通じて加盟店に書面で通知するものとします。
- 3 加盟店は、本決済手段を取り扱う店舗または施設を指定の上、あらかじめ当社および包括代理加盟店に書面で届け出て当社の書面による承認を得るものとします。

第4条（本決済契約の成立）

- 1 加盟店は、会員が本決済契約の申込みをしたときは、本規約に従い当該会員と本決済契約を締結するものとします。
- 2 加盟店は、包括代理加盟店に対し、代理受領権限を付与するものとします

第5条（コード等決済サービスの導入）

- 1 加盟店は、本規約に基づき、当社の加盟店として、QRコード等を利用したスマートフォン等のアプリケーションによる加盟店における本決済手段を加盟店において提供するものとします。
- 2 加盟店は、当社および包括代理加盟店の承認のない取扱店において

て本決済手段を取り扱うことはできないものとします。

- 3 加盟店は、取扱店において、本決済手段を利用するため用いる当社所定の端末機等を当社および包括代理加盟店が指定する条件を満たす場所に設置するとともに通信環境を整備するなど、自らの費用と責任において、本決済手段を取り扱うために必要な措置をとることとします。当社および包括代理加盟店の事前の書面による承諾なしに端末機等の設置場所を変更してはならないものとします。
- 4 加盟店は、当社の定める利用標識（イシュアから提供して当社が承認する本決済手段に関するロゴを含みます。）を端末機等およびその他の場所の目立つ位置に掲示するものとします。加盟店は、本決済手段およびイシュアの名称ならびにその英語その他の言語による名称を本規約に定める業務の遂行以外の目的に使用してはならないものとします。

第6条（資料提供等）

加盟店は、会員による日本国内における本決済手段の利用を促進するために、当社および包括代理加盟店またはイシュアが加盟店の個別の承諾を得ることなく、加盟店および加盟店の取扱店の名称および所在地等本決済手段の提供に必要な加盟店に関する情報を共有し、印刷物、ホームページその他の広告媒体に本決済手段を利用可能な店舗として当該情報を記載することをあらかじめ包括的に承諾するものとします。

第7条（決済端末の管理等）

- 1 加盟店は、端末機等、売上総計その他当社が提供するデータ、当社および包括代理加盟店があらかじめ指定する商標等を本規約に定める以外の目的に使用してはならないものとし、また、第三者に使用させてはならないものとします。
- 2 加盟店は、善良なる管理者の注意を以て端末機等を管理するものとし、当社および包括代理加盟店の事前の書面による承諾なしに、端末機等を第三者に譲渡、貸与、質入れ等の担保権の設定その他処分を行ってはならないものとします。加盟店は、その故意または過失を問わず、端末機等の紛失、破損、損傷、安全管理等について一切の責任を負うものとします。加盟店が当社および包括代理加盟店から端末機等の貸与を受けたときは、加盟店は、別途当社および包括代理加盟店が加盟店に通知する通知書記載の貸与料を当社および包括代理加盟店に対して支払うものとします。加盟店は、貸与を受けている期間中、端末機等に当社および包括代理加盟店の所有物である旨の表示を施すものとします。
- 3 加盟店は、商業詐欺やその他の違法な活動に関与している端末を使用したり、第三者による当該活動を支援してはならないものと

します。

- 4 加盟店は、本決済手段の管理のために利用する当社所定の管理システムに関し、当該管理システムのログイン ID またはパスワードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、当社および包括代理加盟店の事前の書面による承諾なしに、第三者に使用させてはならないものとします。

第8条（本決済手段による決済の方法）

- 1 加盟店は、本決済契約の申込みをした場合、会員提示型により QR コード等を端末機等に読み取らせる、または加盟店提示型により QR コード等をスマートフォン等により読み取るものとします。
- 2 加盟店は、会員提示型の場合、端末機等に表示された売買取引等債務の金額を会員に確認させた上で、前項の読み取りを行い、加盟店提示型の場合、会員のスマートフォンに会員が売買取引等債務の金額の入力を行うものとし、会員の所持するスマートフォン等で会員の暗証番号の入力を求めたときは暗証番号を会員に入力させるものとします。加盟店は、暗証番号を必ず会員本人に入力させるものとし、後方から覗き見されないように会員に注意を促すものとします。
- 3 加盟店は、会員提示型の場合、決済完了を表す当社所定の電文が当社所定の管理システムに表示されたとき、加盟店提示型の場合、会員の決済完了画面を加盟店が確認したときは、当社に対し、売買取引等債務を額面金額で譲渡するものとし、以後、会員に対しては売買取引等債務について何ら請求もできないものとします。
- 4 理由の如何を問わず端末機等の使用ができない場合は、加盟店は本決済手段による決済はできないものとします。かかる場合、如何なる理由であっても当社および包括代理加盟店は加盟店に対して何らの責任も負わないものとします。

第9条（加盟店の遵守事項）

- 1 加盟店は、会員に、①本人の本決済手段のアカウント（以下「アカウント」といいます。）を利用してないと認められる疑いがある場合、②無効、偽造、変造されたアカウントである疑いがある場合、または③その他アカウントもしくは商品等の取扱いについて不審な点が認められる場合、当社および包括代理加盟店に通報するものとします。
- 2 加盟店は、前項の①から③までのいずれかに該当する場合には、当社または包括代理加盟店の指示（本決済手段の全部または一部の利用の停止を含む。）に従い、調査に応じるものとします。
- 3 加盟店は、会員に対して販売した商品またはサービスの売上票、会員が署名した商品等の配送伝票、その他の売買取引等の証憑

を、取引日から最低7年間、適切に保管するものとし、当社またはイシュアからの要請に基づき当社または包括代理加盟店の指示に従い当社または包括代理加盟店に提供するものとします。

- 4 加盟店は、当社または包括代理加盟店から依頼があったときは、会員の本決済手段の利用状況等の調査および当該利用状況等に関する資料の提出に速やかに応じるものとします。
- 5 加盟店は、会員に対し、本決済手段の利用料その他の手数料の支払を請求してはならないものとします。
- 6 加盟店は、当社または包括代理加盟店の指示に従い、加盟店による割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「割賦販売法」といいます。）第35条の3の7各号に相当する行為その他適用法令の違反を防止するため、必要な体制の整備状況についての調査に応じるものとします。加盟店は、本項の調査が実施された場合、当社または包括代理加盟店の指示に従い、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとし、遅滞なく、当該調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告しなければならないものとします。
- 7 加盟店は、加盟店において割賦販売法第35条の3の7に相当する行為を防止するために必要な体制を整備するものとします。
- 8 加盟店の販売取引に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講じる必要がある場合、加盟店は、当社または包括代理加盟店の指示に従い、調査に応じるものとします。
- 9 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社または包括代理加盟店は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。
 - (1) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、加盟店が当社からの指示に基づく対応を相当期間内に履行しない場合
 - (2) 加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられる場合
- 10 当社または包括代理加盟店は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではなく

いと認めるときには、加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。

第10条（取扱金額）

- 1 加盟店は、1回あたりの本決済契約による売買取引等債務の利用上限額または最低利用額を自由に定めることができず、これらを定めることを希望する場合は、事前に当社および包括代理加盟店と協議の上、当社および包括代理加盟店の承諾を得なければならないものとします。
- 2 会員の本決済契約による売買取引等債務の金額が、当社および包括代理加盟店の定める金額を超えるときは、本決済契約に係る決済はなされないものとします。

第11条（本決済手段による支払の拒否および差別待遇の禁止）

加盟店は、有効なQRコード等を提示した会員に対し、正当な理由なく本決済手段による支払いを拒否し、現金払いまたはクレジットカード等その他の決済手段の使用を要求すること、または手数料等の名目如何を問わず、現金払いの会員と異なる代金を請求する等会員に不利となる差別的取扱いを行ってはならないものとします。

第12条（現金その他の禁止商品）

- 1 加盟店は、架空取引を行ってはならないほか、以下のいずれかに該当するかまたは該当するおそれがある商品・サービスを取り扱ってはならないものとします。
 - (1) 公序良俗に反すると判断されるもの
 - (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法律または法令の定めに違反するもの
 - (3) 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他知的財産権その他の権利を侵害するもの
 - (4) 現金、商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品
 - (5) 当社または、イシュアが不適当と認めた場合
- 2 当社または包括代理加盟店が、加盟店が取扱う商品またはサービス等について報告を求めた場合には、加盟店は、速やかに報告を行うものとし、当社または包括代理加盟店が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、加盟店は直ちに当該商品またはサービス等の販売を中止するものとします。

第13条（支払の留保）

加盟店は、以下のいずれかに該当する場合（以下、総称して「支払

留保事由」といいます。)には、当該利用に係る売買取引等債務について支払いがなされることがあることを了承します。

- (1) 会員本人以外が会員のアカウントを不正利用した場合
- (2) 無効、偽造、変造されたアカウントが利用された場合
- (3) 本決済手段による決済を行った商品またはサービス等について、会員からの相談、苦情、紛議等(以下「苦情等」といいます。)があり、苦情等が解決しない場合
- (4) 利用契約に違反して本決済手段が利用された場合

第14条 (決済の取消し)

- 1 本決済契約が解除(合意解除を含みます)または取消し等により適法に解消された場合(売買取引等の解消による本決済契約の解消を含みます。)、加盟店は、当社および包括代理加盟店が認めた場合に限り、返金手続を当社指定の方法にて行うことができるものとし、如何なる場合であっても、会員に対して、直接返金してはならないものとします。
- 2 前項に基づく返金処理が完了した時点をもって、加盟店は、包括代理加盟店を通じて当社に対して返金義務を負担しますが、第15条第1項に定める包括代理加盟店の加盟店に対する支払と相殺して精算するものとします。

第15条 (債権譲渡代金の支払方法)

- 1 加盟店が当社に第8条第3項に基づき譲渡した売買取引等債権に係る債権譲渡代金の当社による包括代理加盟店を通じた加盟店に対する支払は、通知書記載の日(以下「支払期日」といいます。)に、売買取引等債権の額面額から次条に定める手数料および前条第2項の加盟店の包括代理加盟店を通じた当社に対する返金義務に基づく返金額(もしあれば)を控除した金額を支払うことにより行われるものとします(支払期日が休日の場合は翌営業日、ただし、支払期日が月末で休日の場合は前営業日)。なお、上記支払に係る振込手数料は、加盟店の負担とします。
- 2 前項に基づく控除を行った後において、加盟店が包括代理加盟店を通じて当社に支払うべき手数料および返金額が残る場合、加盟店は、当社所定の方法で指定した日に、当社および包括代理加盟店の指定する口座に振り込む手続を行う方法により、包括代理加盟店を通じて当社に当該手数料および当該返金額を支払う。振込手数料は、加盟店の負担とします。
- 3 当社は、第1項に基づき包括代理加盟店を通じて加盟店に対して支払うべき金額について、これを支払う日までの間に弁済期の到来した加盟店に対する債権を有するときは、第1項に基づく支払に際し、対当額にて当該債権と相殺の上、支払うことができるものとします。

- 4 第9条第2項に関して必要な調査を行う場合および支払留保事由が発生した場合等により、当社および包括代理加盟店が支払期日までに前項の支払ができない場合、当社および包括代理加盟店は加盟店に対して当該遅延について責任を負わないものとします。ただし、当社および包括代理加盟店に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第16条 (手数料)

- 1 加盟店は、売買取引等債権額に対し、通知書記載の料率により計算した決済手数料および通知書記載の月額利用料その他の手数料を当社および包括代理加盟店に支払うものとします。
- 2 加盟店は、包括代理加盟店所定の月額利用料(もしあれば)を包括代理加盟店に対し、支払うものとする。
- 3 手数料は、経済情勢の変化、その他の事情により当社が変更できるものとし、この場合、当社および包括代理加盟店は加盟店に対してその旨通知するものとします。

第17条 (会員との紛議等)

- 1 加盟店は、本決済手段による決済を行った商品またはサービス等に関する一切の責任を負担するものとし、会員からの苦情、相談を受けた場合や、会員との間において紛議が生じた場合は、自己の責任において速やかにその解決にあたるものとします。
- 2 当社または包括代理加盟店が加盟店または加盟店による本規約に基づく取引等あるいは会員からの苦情等その他必要とする事項に関する調査を要すると判断した場合には、当社または包括代理加盟店は、加盟店に対して調査を実施または要請することができ、加盟店は速やかにその調査に協力しなければならないものとします。

第18条 (譲渡の禁止)

- 1 加盟店は、本利用契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
- 2 加盟店は、当社および包括代理加盟店に対する債権を第三者に譲渡および質入れできないものとします。

第19条 (秘密保持)

- 1 加盟店および当社は、利用契約の履行上知り得た相手方の技術上または営業上その他の秘密(以下「営業秘密等」といいます。)を相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供、開示、漏洩せず、利用契約の履行以外の目的に利用しないものとします。ただし、(i)当社が当社の親会社、子会社および関連会社

ならびにこれらの役員および従業員に必要な範囲で加盟店の営業秘密等を開示する場合、ならびに(ii)弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他法律上または契約上の守秘義務を負う専門家またはアドバイザーに必要な範囲で開示する場合は、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、営業秘密等を開示・提供することができるものとします。

2 前項の営業秘密等には、当社および包括代理加盟店より加盟店宛てに提供する事務連絡の情報等が含まれるものとしますが、以下の情報は含まれないものとします。

- (1) 開示を受けたときに、既に公知であるか、あるいは、情報受領当事者が既に保有していた情報。
- (2) 開示を受けた後に、情報受領当事者の責めによらずして公知となった情報。
- (3) 正当な権限を持つ第三者から機密保持義務を負うことなく開示された情報。
- (4) 情報受領当事者が独自に開発または取得したことを証明できる情報。
- (5) 法令またはガイドライン等に基づき開示を求められた情報。

3 加盟店および当社は、営業秘密等を滅失、毀損、漏洩等することがないよう必要な措置を講ずるものとし、当該情報の滅失、毀損、漏洩等に関し責任を負うものとします。

4 加盟店および当社は、営業秘密等を滅失、毀損、漏洩等したこと、またはそのおそれがあることを認識した場合、当該当事者は、他方当事者に直ちに通知し、他方当事者による合理的な指示に従い適切に対応するものとします。

5 加盟店は、利用契約が終了した場合、または当社および包括代理加盟店が要請した場合には、営業秘密等のうち紙面または電子媒体による文書その他の情報メディアおよびその写しを速やかに返却または廃棄するものとします。

6 本条の規定は、利用契約終了後においても効力を有するものとします。

第 20 条（個人情報の取扱い）

- 1 加盟店は、利用契約の履行上知り得た会員の個人に関する一切の情報（以下、記録または保存媒体を問わず、「個人情報等」といいます。）を秘密として保持するものとします。
- 2 加盟店は、個人情報を利用契約以外のいかなる目的にも使用してはならないものとします。また、利用契約に必要となるもの以外の個人情報を取扱い使用してはならないものとします。
- 3 加盟店は、当社および包括代理加盟店の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写、複製してはならないものとします。ただし、利用契約の遂行上必要かつ最小限の範囲で

行う複写、複製についてはこの限りではないものとします。

- 4 加盟店が本条第 1 項の規定に違反して、個人情報等の紛失、漏洩等が発生し、または発生するおそれが生じたときは、直ちに当社および包括代理加盟店に報告するとともに、二次被害およびその他の被害の拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとします。
- 5 加盟店は、個人情報等を滅失、毀損、漏洩等することができる個人情報の保護に関する法律および適用ある個人情報保護に関するガイドラインを遵守するものとします。また、これらに定められる必要な措置を講じるものとし、個人情報等の滅失、毀損、漏洩等に關し責任を負うものとします。
- 6 加盟店は、個人情報等をその責任において万全に保管し、利用契約が終了した場合は、直ちに当社および包括代理加盟店の指示に従い廃棄するものとします。ただし、法令または社内規則等により、加盟店が当該個人情報等を一定期間保存する必要がある場合は、この限りでないものとします。
- 7 本規約は、利用契約終了後においてもその効力を有するものとします。

第 21 条（委託）

- 1 加盟店は、利用契約にかかる業務処理等の一部または全部を第三者に委託する場合には、当社および包括代理加盟店の事前の承認を得たうえで、十分な個人情報保護水準を満たしている委託先を選定するものとします。なお、当該委託先による利用契約に規定する事項に違反があった場合であっても、加盟店は利用契約に定める責を免れないものとします。
- 2 加盟店は、利用契約にかかる業務処理等の一部または全部を第三者に委託する場合、本規約に定める義務のあることを当該委託先に周知し、かつ必要な管理を行うものとします。なお、当該委託先による本規約に規定する事項に違反があった場合であっても、加盟店は本規約に定める責を免れないものとします。

第 22 条（加盟店の表明保証）

加盟店は、当社および包括代理加盟店に対し、第 3 条第 1 項の加盟の申し込みを行った日および利用契約の成立日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、かつ、保証します。

- (1) 加盟店は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存在する法人または個人であり、自己の財産を所有し、現在従事している事業を執り行い、かつ、利用契約を締結し、利用契約に基づく義務を履行するために必要とされる完全な権能および権利を有していること。
- (2) 加盟店による利用契約の締結およびその条項の履行ならびに利

用契約において企図される取引の実行は、加盟店が法人である場合において加盟店の会社の目的の範囲内の行為であり、加盟店はかかる利用契約の締結および履行ならびに当該取引の実行につき法令上および加盟店の内部規則において必要とされる一切の手続を履歴していること。

- (3) 利用契約で別途明確に定める場合を除き、加盟店による利用契約の締結およびその条項の履行ならびに利用契約において企図される取引の実行により、公的機関その他の第三者の許認可、承諾もしくは同意等またはそれらに対する通知等が要求されることなく、かつ、加盟店による利用契約の締結およびその条項の履行ならびに利用契約において企図される取引の実行は、法令、規則、通達、ガイドライン、命令、判決、決定、令状、加盟店が法人である場合において加盟店の定款その他の内部規則、加盟店を当事者とするまたは加盟店もしくは加盟店の財産を拘束もししくはこれに影響を与える第三者との間の契約または証書等に抵触または違反するものではないこと。
- (4) 加盟店が当社および包括代理加盟店に提供した加盟店に関する情報（加盟店の事業および経営に関する基本情報、法令に基づく許認可および登録の要否に関する情報、事業所の所在地や連絡先に関する情報を含むがこれらに限られない。）がすべて真実かつ正確であること。
- (5) 加盟店において、利用契約に基づく自己の義務の履行に重大な悪影響を及ぼすと合理的に予測される訴訟その他の争訟が継続中ではなく、加盟店の知る限り、そのおそれがないこと

第23条（禁止事項・誓約事項）

- 1 加盟店は、当社および包括代理加盟店またはイシュアから提供されているアプリケーションその他のプログラムおよびシステムを無断で複製、翻案、改ざん、リバースエンジニアリングをしてはなりません。
- 2 加盟店は、マネーロンダリングおよびその他の違法行為またはこれに協力する行為を行ってはなりません。
- 3 加盟店は、1回の売買取引等を複数の売買取引等に分割した上で会員に本決済手段を利用させてはなりません。
- 4 加盟店は、加盟店に適用のある法令、規則、通達、ガイドライン、命令、判決、決定等を遵守するものとします。
- 5 加盟店は、当社および包括代理加盟店またはイシュアの書面による事前の同意なく、イシュアのウェブサイトの内容を複製、流用、改ざん、不正利用したり、あるいは当該内容に関連した派生商品を作り出してはなりません。
- 6 加盟店は、当社および包括代理加盟店またはイシュアの書面による事前の同意なく、会員に関する情報を取得および保有して

はなりません。

- 7 イシュアならびに当社および包括代理加盟店は、定期的に、あるいは、必要と判断した場合はいつでも、自らまたは代理人によって加盟店の業務の監査を実施することができるものとし、加盟店は、かかる監査に最大限協力するものとします。

第24条（賠償責任）

- 1 加盟店は、第7条の規定に基づきその故意または過失を問わず、IDまたはパスワードの第三者による使用について一切の責任を負うものとします。
- 2 加盟店は、第17条の規定に基づき加盟店による解決の遅延等によって当社または包括代理加盟店に損害等が発生した場合は、当該損害等について一切の責任を負うものとします。
- 3 加盟店は、第13条に定める支払留保事由が発生したこと、第8条第1項から第3項に定める手続に瑕疵があること、加盟店が当社、包括代理加盟店またはイシュアに提供する売買取引等に関する情報（第8条第2項の端末機等に表示される売買取引等債務の金額および第9条第4項の会員の本決済手段の利用状況等の調査への協力として提供した情報等、第12条第2項の報告等を含む。）が真実・正確ではないこと、または第8条第1項から第3項に定める手続について紛争等が生じたこと等に起因して、あるいは、第8条第1項から第3項に定める手続に関連して、当社、包括代理加盟店、イシュアまたは会員に損害等が生じた場合は、当該損害等について一切の責任を負うものとします。
- 4 当社および包括代理加盟店は、第25条の規定に基づき本決済手段による提供を停止したことにより、加盟店に生じた損害について、自らの責めに帰すべき事由がある場合を除き、賠償する責任を負わないものとします。
- 5 加盟店が第26条第1項の届出を怠ったことにより、本決済手段の提供が滞った場合には、当社および包括代理加盟店はその責任を一切負わないものとします。
- 6 加盟店が第26条第1項の届出を怠ったことにより、あるいは、加盟店が当社および包括代理加盟店に届け出た情報が虚偽であったことにより当社、包括代理加盟店、イシュアまたは会員に損害等が生じた場合は、加盟店は当該損害等について一切の責任を負うものとします。

第25条（本決済手段の提供の一時停止）

当社および包括代理加盟店は、以下の各号に掲げる場合には、当社所定の方法により、本決済手段の提供を一時停止することができるものとします。

- (1) イシュアによる本決済手段の停止その他イシュアに起因して本決済手段の提供ができないとき
- (2) 天災地変、地震、停電その他の災害等により、本決済手段の提供ができないとき
- (3) 本決済手段の決済システムに不具合が生じたとき
- (4) 本決済手段の決済システムの保守または点検に必要なとき
- (5) 加盟店が利用契約に違反しているときまたはその疑いのあるとき
- (6) 加盟店が当社および包括代理加盟店に届け出た情報が事実と異なるときまたはその疑いがあるとき
- (7) その他加盟店の本決済手段の利用状況等から一時停止すべきであると当社または包括代理加盟店が判断したとき

第 26 条（届出事項の変更）

- 1 加盟店は、当社および包括代理加盟店に対して届け出ている商号、代表者名、代表者の生年月日、所在地、取扱店、連絡先および指定金融機関口座等の情報およびその他の重要事項に変更（営業停止等を含みます。）が生じるときは、当該変更前に当社所定の方法により当社および包括代理加盟店に届け出るものとします。
- 2 加盟店が前項の届出を怠ったことにより、相手方からの通知または送付書類その他のものが延着もしくは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなすものとします。

第 27 条（契約期間）

利用契約の有効期間は、利用契約の成立日より 1 年間とします。ただし、有効期間満了の 3 ヶ月前までにいずれの当事者からも書面により更新をしない旨の意思表示が相手方に対してなされない限り、1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

第 28 条（解約）

- 1 加盟店または当社および包括代理加盟店は、書面により 3 ヶ月以上の予告期間をもって相手方に通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社および包括代理加盟店は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社および包括代理加盟店の都合（当社とイシュア間の本決済手段に関する契約の終了を含みます。）等により、本決済手段による決済システムの提供を終了することがあり、かかる場合、当社および包括代理加盟店は書面により加盟店に対して通知することにより、利用契約を直ちに解約することができるものとします。
- 3 前項の規定により加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含みま

す。）が生じた場合でも、当社および包括代理加盟店は一切の責任を負わないものとします。

第 29 条（解除）

加盟店ならびに当社および包括代理加盟店は、相手方が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの催告を要することなく利用契約を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、その賠償を請求することができるものとします。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 本規約に定める表明保証事項が真実または正確でなかったとき
- (3) 営業に免許もしくは登録を要する場合に、これらの取り消しその他の行政処分を受けたとき
- (4) 自ら振出しました裏書した手形、小切手が不渡りになったとき
- (5) 強制執行、競売の申立て、保全処分または滞納処分等を受けたとき
- (6) 破産、民事再生または会社更生の申立てを受け、または自らしたとき
- (7) 前三号のほか、信用状態に重大な変化が生じたと判断されたとき
- (8) 合併によらず解散したとき
- (9) 加盟店が利用契約の申込みにあたり、虚偽の申請をしたとき
- (10) 加盟店の商品、サービスもしくは販売方法等、会員からの苦情等その他の事由により、加盟店が本決済手段の加盟店として不適切であると当社が判断したとき

第 30 条（契約終了後の処理）

- 1 利用契約が終了したときは、加盟店は直ちに利用標識を取り外し、当社および包括代理加盟店から提供を受けたアプリケーションを削除しなければならないものとします。また、加盟店が当社および包括代理加盟店から端末機等の貸与を受けている場合は、直ちに端末機等を当社に返還しなければならないものとします。
- 2 当社および包括代理加盟店は、利用契約の終了後は、個別の了承を得ることなく相手方の商標、名称等を使用してはならないものとします。
- 3 利用契約が終了した場合、利用契約終了日までに行われた本決済契約は有効に存続するものとし、加盟店ならびに当社および包括代理加盟店は、当該契約を利用契約に従い取り扱うものとします。ただし、加盟店および当社が別途合意した場合は、こ

の限りではないものとします。

第31条（反社会的勢力との取引拒絶）

1 加盟店および当社は、それぞれ利用契約の相手方当事者（以下「相手方」といいます。）に対し、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 自らおよび自らの関係会社ならびにそれらの役員および従業員等（以下、これらを「自ら等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）であること。

(2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 加盟店および当社は、自ら等が自らまたは第三者を利用して、相手方に対して次の各号のいずれかの行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 加盟店および加盟店の関係会社ならびにそれらの役員および従業員等（以下、これらを「加盟店等」といいます。）が本条第1項および第2項のいずれか一つの事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は加盟店に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、加盟店はこれに応じるものとします。

4 当社は、加盟店等が本条第1項および第2項の規定にいずれか一つでも違反している疑いがあると認めた場合には、利用契約

の締結を拒絶し、または利用契約に基づくコード等決済サービスの利用を一時的に停止することができるものとします。なお、コード等決済サービスの利用を一時停止した場合には、加盟店は、当社がコード等決済サービスの利用の再開を認めるまでの間、コード等決済サービスの利用を行うことができないものとします。

5 加盟店等が本条第1項および第2項のいずれか一つにでも該当した場合、加盟店が本条第1項および第2項の規定に基づく確約に関するいずれか一つにでも虚偽の申告をしたことが判明した場合、または加盟店が本条第3項の調査等に応じない、あるいは虚偽的回答をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社との取引を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

6 本条第5項の規定の適用により、当社に損失、損害または費用（以下、これらを「損害等」といいます。）が生じた場合には、加盟店は、これを賠償する責任を負うものとします。また、本条第5項の規定の適用により加盟店に損害等が生じた場合であっても、加盟店は、当該損害等についての賠償を当社に請求できないものとします。

7 本条第5項の規定による利用契約の解除時において加盟店が当社に対して債務を負担している場合には、加盟店は、当該債務について当然に期限の利益を喪失するものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。また、加盟店が、利用契約の解除までに利用したコード等決済サービスに関して、利用契約の解除後に利用契約に基づく債務を負担することとなった場合には、加盟店は当該債務を直ちに支払うものとします。

第32条（本規約の変更および承認）

当社は、加盟店に通知する方法または公表その他の当社所定の方法により本規約を変更することができるものとします。当社および包括代理加盟店による変更後の本規約の通知または公表後において、会員との間で本決済契約の締結を行った場合には、加盟店は、変更後の本規約を承認したものとみなし、以後の取扱い等については変更後の本規約が適用されるものとします。

第33条（準拠法）

利用契約については日本法が適用され、日本法に従って解釈されるものとします。

第34条（裁判管轄）

利用契約に関連して生じる加盟店ならびに当社および包括代理加

盟店間の一切の紛争については、東京地方裁判所の専属裁判管轄に
服するものとします。

第35条（誠実協議）

利用契約に定めのない事項または解釈上の疑義が生じたときは、加
盟店ならびに当社および包括代理加盟店の双方で協議の上、誠意を
もって定めるものとします。

以上

〔施行・改訂〕

2018年9月7日初版施行

2018年10月3日 改訂

2018年11月12日 改訂

2018年11月30日 改訂

2019年2月1日 改訂

2019年7月1日 改訂

2019年10月25日 改訂

2020年2月28日 改訂

2020年7月1日 改訂

2020年9月1日 改訂

2021年6月2日 改訂

2021年8月2日 改訂

2021年12月20日 改訂

2022年2月1日 改訂

2022年9月1日 改訂

2023年2月1日 改訂

2023年7月1日 改訂

Alipay+特約

Alipay+特約は、当社が株式会社O C Sを通じて、加盟店から Alipay+取扱いの申込を受け、利用契約が成立したときに適用されるものとします。

第1条(Alipay+)

Alipay+とは、アントフィナンシャルが展開する各国の決済手段を取りまとめた決済であり、今後追加展開される各国の決済も共通条項第16条で定めた手数料により取扱われるものとします。ただし、現段階で Alipay のみの決済手段をご利用の場合も本定義に含むものとします。

第2条（決済手段）

共通条項第2条第6項の「本決済手段」とは、会員の銀行口座からの引落しその他 Alipay+において認められる決済手段を指すものとします。

第3条（返金手続の期間）

加盟店が共通条項第14条に定める返金手続を行うことができる期間は、当社所定の期間とします。

WeChat Pay 特約

WeChat Pay 特約は、当社が株式会社O C Sを通じて、加盟店から WeChat Pay 取扱いの申込を受け、利用契約が成立したときに適用されるものとします。

第1条（決済手段）

共通条項第2条第6項の「本決済手段」とは、会員の銀行口座からの引落しその他 WeChat Pay において認められる決済手段を指すものとします。

第2条（返金手続の期間）

加盟店が共通条項第14条に定める返金手続を行うことができる期間は、本決済契約に係る売買取引等から 90 日間が経過する日までとします。

<加盟店情報の取扱いに関する同意条項>

第1条（加盟店情報の取得・保有・利用の同意）

- 1 加盟店およびその代表者ならびに加盟申込みをした個人・法人・団体およびその代表者（以下、これらを総称して「加盟店」という。）は、株式会社アプラス（以下「当社」という。）が加盟店との取引に関する審査（以下「加盟店審査」という。）、加盟店契約締結後の加盟店管理および取引継続に係る審査、当社の業務、当社事業に係る商品開発、商品の勧誘もしくは市場調査のために、加盟店に係る次の情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」という。）を当社が適当と認める保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意するものとする。また、加盟店は、二重加盟や二重契約の防止等の理由から他の加盟店に係る加盟店審査ならびに加盟店管理および取引継続に係る審査のために加盟店情報を利用することに同意するものとする。
 - ① 加盟店の商号（名称）、所在地、電子メールアドレス、郵便番号、電話（FAX）番号、URL、法人番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、加盟店が加盟申込時および変更届出時に届出した情報
 - ② 加盟申込日、加盟店契約日、加盟店契約終了日および加盟店と当社との取引に関する情報
 - ③ 加盟店のカードの取扱状況（他社カードを含む。）に関する情報
 - ④ 当社が取得した加盟店のカードの利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報
 - ⑤ 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
 - ⑥ 当社が加盟店または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
 - ⑦ 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店に関する情報
 - ⑧ 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した加盟店に関する情報および当該内容について当社が調査して得た情報
 - ⑨ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申し立てその他の加盟店に関する信用情報
- 2 本条の定めは、本契約終了後も有効とする。

に登録されている加盟店に関する情報を利用することに同意するものとする。

- 2 加盟店は、当社が第3条第2項各号に定める情報（以下「加盟店情報」という。）をJDMセンターに登録するとともに、JDMセンターに登録されている情報がある時は第3条第1項に定める目的の範囲内で当社およびJDMセンターに加盟する会員会社（以下「JDM会員」という。）が当該情報を共同利用することに同意するものとする。

第3条（加盟店情報交換センターおよび共同利用の目的、共同利用の範囲について）

1 共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為および当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報および利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理およびクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報およびクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社がJDMセンターに報告することおよびJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とする。

2 共同利用する情報の内容

- ① 包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由
- ② 包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に係る利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由
- ③ クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由
- ④ クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しな

第2条（加盟店情報交換センターへの登録・共同利用の同意）

- 1 加盟店は、加盟申込時の審査ならびに本契約締結後の加盟店調査および取引継続に係る審査等のため、当社が加盟する第3条第5項の加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という。）

- いおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実および事由
- ⑤ 利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われるまたは該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
- ⑥ 利用者等（契約済みのものに限らない。）から JDM 会員に申し出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報および当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）
- ⑦ 加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報
- ⑧ 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報
- ⑨ 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- ⑩ 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。

3 登録期間

前項の情報は、登録日（第 3 号および第 7 号にあっては、当該情報に対応する第 4 号の措置の完了または契約解除の登録日）から 5 年を超えない期間保有されます。

4 共同利用者の範囲

協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者および JDM センター

※ JDM 会員は、協会のホームページ (<http://www.j-credit.or.jp/>) に掲載しています

5 当社が加盟する JDM センターの運用責任者

一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター

住 所：東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル
電話番号：03-5643-0011(代表)

するよう請求できるものとする。

- 2 当社は、当社または JDM センターに登録されている個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、速やかに訂正または削除の措置をとるものとする。

第 5 条（本同意条項に不同意等の場合）

加盟店は、加盟申込みにあたり、加盟店が記載すべき事項の記載もしくは必要な書類の提出を希望しない場合、または本同意条項の内容の全部または一部を承諾しない場合、当社が加盟申込みを拒否し、あるいは本契約を解除することがあることに同意するものとする。

第 6 条（契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用）

- 1 加盟店は、本契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由の如何を問わず、加盟申込みをした事実、内容について当社が利用することおよび JDM センターに一定期間登録され、JDM 会員が利用することに同意するものとする。
- 2 加盟店は、当社が本契約終了後も業務上必要な範囲で法令および当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとする。

第 7 条（条項の変更）

本同意条項は、当社のホームページ等で公表することにより、当社が必要な範囲で変更できるものとする。

第 4 条（個人情報の開示・訂正・削除）

- 1 加盟店の代表者は、当社および JDM センターに対して、個人情報保護法に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示